

令和5年度 業務改善助成金について

令和5年7月



佐賀労働局 雇用環境・均等室

業務改善助成金の制度

制度の目的

賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ること

人材確保にも有効
です！

制度の概要

30円以上

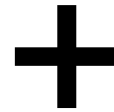
- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
- ②生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。

②の費用の一部助成

業務改善助成金の簡単なイメージ

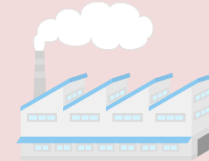


① 事業場内
最低賃金の引上げ



② 設備投資等

機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



※①と②の両方を行ったら、
②に要した費用の**一部**が
助成されるもの！！

費用の一部を助成

(最大600万円)

業務改善助成金の制度

対象事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと



つまり、

佐賀県地域別最低賃金 853円
+ 30円以内の事業場内最低賃金の
従業員がいること(853円～883※)

(注) 令和4年10月発効の最低賃金853円の場合

支給要件

- 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、労働局に申請を行い、交付決定を得ること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと（交付決定前の設備導入経費は助成の対象になりません）など

導入事例

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資

製造業（縫製）



新型ミシン

製造業（食品）



プレハブ型冷蔵庫

製造業（機械）



生産管理システム

洗濯業



大型洗濯機
・乾燥機

接客業



自動釣銭機

介護事業



介護ベッド

農業



農薬散布ドローン

小売業



POSレジシステム

飲食業



食器洗浄機、
フードスライサー

① 助成額

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資などを行う。



生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等に要した経費

- 機械設備
- コンサルティング導入
- 人材育成・教育訓練
etc

注意！！
ただし、上限額があります。上限額と比べて低い金額が助成額です

×

助成率

引上げ前の事業場内の最低賃金額と助成率

870円未満 → 9/10

870円以上
920円未満 → 4/5 ※1

920円以上 → 3/4 ※2

生産性要件※を満たした場合
※1は9/10、※2は4/5

※生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

② 助成限度額

以下の限度額の範囲内で支給

30円以上の
の引上げが対象

コース 区分	賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額 ()の金額は事業場規模30人未満の事業者が対象				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上 (※1)
30円コース 30円以上	30万円 (60万円)	50万円 (90万円)	70万円 (100万円)	100万円 (120万円)	120万円 (130万円)
45円コース 45円以上	45万円 (80万円)	70万円 (110万円)	100万円 (140万円)	150万円 (160万円)	180万円
60円コース 60円以上	60万 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (190万円)	230万円	300万円
90円コース 90円以上	90万 (170万円)	150万円 (240万円)	270万円 (290万円)	450万円	600万円

(※1) 10人以上の上限額区分は特例事業者(※2)が対象

(※2) ①事業場内最低賃金が920円未満、②売上高などが15%以上減少、③原材料の高騰などにより、利益率が3%ポイント以上低下している事業場

②③に該当する事業者は、通常対象とならないパソコン等も経費の対象となります。



次のページから例

支給額の計算例

①

事業場内
最低賃金863円
の場合の
⇒助成率9/10

×



POSレジ新規導入
100万円

設備投資経費
×助成率

= 90万円

②

賃上げ労働者
30円 × 4名

4人の従業員を
30円引上げ

前のスライドの上限額
一覧で限度額参照

限度額 70万円

①90万円 > ②70万円

①②いずれか低い方の金額となります。

よって、

助成額 70万円

事業場内最低賃金の引き上げる労働者数とは

より詳細に！

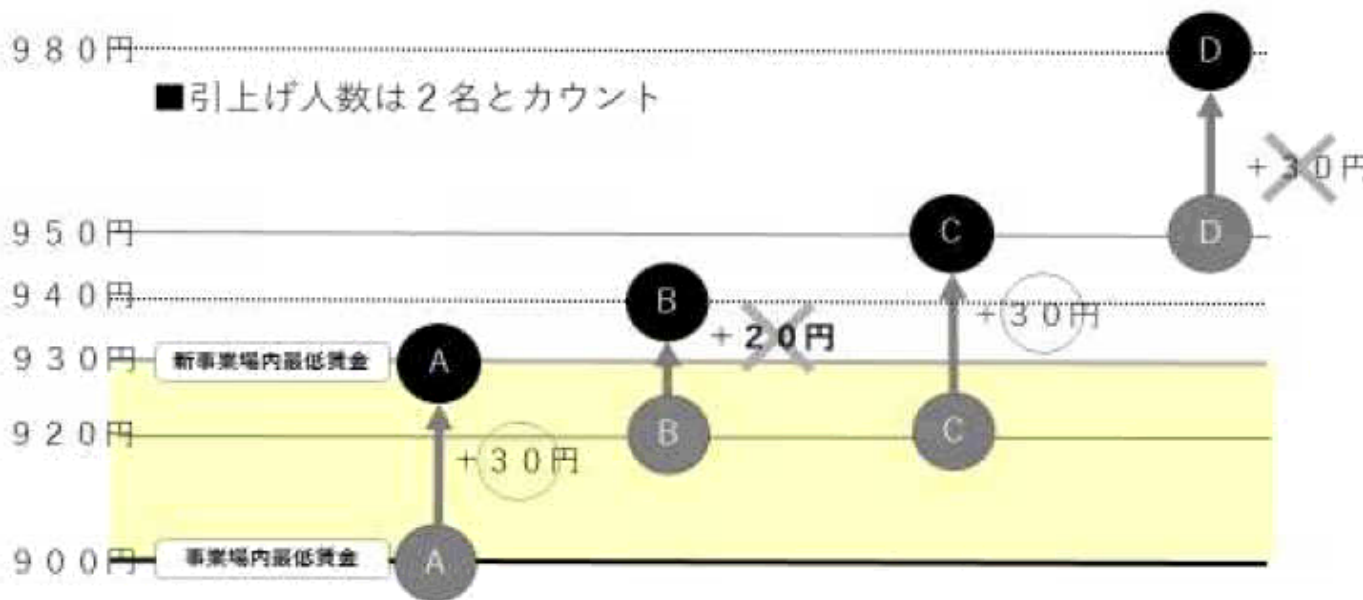
◆「引き上げる労働者数」の数え方

- i 事業場内最低賃金である労働者
- ii 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、申請コースと同額以上引き上げる必要があります）

<例：事業場内最低賃金900円、30円コースの場合>

注) 地域別最低賃金が900円より30円以内の範囲で低い場合の事例

全労働者の賃金を930円以上へ引き上げる必要がある。



30円コース、2名引き上げとなるため、助成上限額は50万円である。

事業場規模30人未満の場合は上限90万円

A：引き上げ人数としてカウント

B・C：

新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コース額（30円）以上引き上げているCのみ対象

D：既に新事業場内最低賃金より高いので、30円以上引き上げてもカウントしない。

申請から支給の流れ

交付申請書、事業実施計画書を労働局に提出
交付申請

支給申請締め切り
令和6年1月31日！
ただし予算の状況で期限前
に終了することがあります！

労働局において審査の上、交付決定を通知
交付決定

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施
(賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払い)

事業完了期限
令和6年2月28日

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

交付額確定
事業実績報告書等を労働局が審査し、適正と認められ
れば交付額確定


助成金支給

その他、ポイント

- 申請は事業場単位
- 過去に本助成金を受給していても申請可
- 賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は、交付申請後から可能！
- 交付決定前の設備投資等（導入機器等の納品）は、対象となりません！
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件を確認ください。

相談窓口・様式



申請様式等 [はこちら](#) からダウンロード 

(要綱、要領、[申請マニュアル](#)、[申請書様式](#)、Q&A・・・)

業務改善助成金



助成金に関する相談（専用窓口）

※まずは、こちらをご案内ください！！

【お問い合わせ先】

業務改善助成金

コールセンター

TEL0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】

佐賀働き方改革

推進支援センター

TEL0120-610-464

【申請先】

佐賀労働局

雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218

賃金制度の変更、助成金の活用
等の総合的な相談窓口

(参考) キャリアアップ助成金について

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

正社員化
支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）
※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む
➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 57万円（42.75万円）

②無期→正規： 28.5万円（21.375万円）

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。

① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）

② 5%以上： 6.5万円（4.3万円）

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり 40万円（30万円）

23.7万円（17.8万円）

なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円（4.3万円）

2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円（8.8万円）

※令和6年9月末までの金額

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① 9.5万円（大企業も同額）

② 4.75万円（大企業も同額）

※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、
①11万円②5.5万円（大企業も同額）

人への
投資

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円（大企業も同額）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父
① 9.5万円（大企業も同額）

② 4.75万円（大企業も同額）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定
1事業所当たり 9.5万円（7.125万円）

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の手法の活用により実施
1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■ 同時に導入した場合
1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

【問い合わせ・申請先】

佐賀労働局職業安定部
職業対策課

TEL 0952-32-7173



※（ ）は、大企業の場合の額

(参考) 令和5年度働き方改革推進支援助成金



労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和のため、所定の改善事業に取り組み、成果目標を達成した中小企業のみなさまを支援します！

設備投資などによる生産性向上の上、勤務間インターバル制度を導入・拡充したい

勤務間インターバル導入コース
【助成額最大580万円】

労働時間適正管理推進コース
【助成額最大580万円】

設備投資などによる生産性向上の上、勤怠管理と賃金計算をリンクさせ適切な労働時間管理を行いたい

New設備投資などによる生産性向上の上、労働時間の削減等に取り組みたい

**適用猶予業種等
対応コース**

運送業【最大880万円】
建設業【最大830万円】
病院等【最大930万円】

設備投資などによる生産性向上の上、時間外労働を減らしたい、時間単位の特別休暇制度を導入したい

**労働時間短縮・年
休促進支援コース**
【助成額最大730万円】

**働きやすさ
の見直し**

上記のほか、下企業の人材確保の取り組みや販路拡大のための展示会を開催したい事業主団体を対象にした「団体推進コース」があります。

最大助成額500万円（一定の団体は1,000万円）

申請期限：
令和5年11月30日
ただし、予算の状況で期限前に終了することがあります

お疲れさま



📞 問い合わせ・申請先
佐賀労働局雇用環境・均等室
☎ 0952-32-7218

以上で説明は終了となります。

働き方改革推進支援助成金 検索